

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：浜松医科大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記載）	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
	静岡県赤十字血液センター	照射濃縮血小板 (10単位約200ml 1袋)	病院部病院管理室病院 調達係 山下高雄 浜松市東区半田山一丁 目20番1号	平成19年1月15日	131,086,159	随意契約	静岡県赤十字血液センター以外では購入できないため 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第6条2号適用	その他	随意契約によらざるを得ないもの		単価契約 77,270円
	ジーイー横河メディ カルシステム(株) 浜松営業所	米国GE社製 磁気共鳴断 層撮影装置保守 一式	病院部病院管理室病院 調達係 倉見勝俊 浜松市東区半田山一丁 目20番1号	平成19年3月1日	129,465,000	随意契約	本件契約の相手方は米国GE社の日本国内総代理店が独占的販売権を有しており、他社では当該 機器の保守を実施できないため 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第6条5号適用	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
	(株)イトーキテク ニカルサービス西日 本支社	(株)イトーキ シス テム・トリブカルテ管 理システム保守 一式	病院部病院管理室病院 調達係 倉見勝俊 浜松市東区半田山一丁 目20番1号	平成19年3月12日	9,257,220	随意契約	本件契約の相手方は(株)イトーキの唯一の代理店として直接保守を行っており、他社では当 該システムの保守を実施できないため 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第6条5号適用	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
1	帝人在宅医療㈱	睡眠時無呼吸治療器の賃 借契約	病院部病院管理室病院 調達係 榎本正則 浜松市東区半田山一丁 目20番1号	平成19年3月28日	7,354,753	随意契約	在宅医療患者に使用する機器であり、機器メーカーと直接賃貸借契約している、24時間緊急対 応が可能な浜松市で唯一の業者であるため 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第6条5号適用	その他	随意契約によらざるを得ないもの	9	単価契約 12,075円
6	浜松市	上下水道料	総務部会計課用度係長 前島耕志 浜松市東区半田山一丁 目20番1号	平成16年4月1日	57,555,833	随意契約	浜松市水道事業管理者及び下水道事業管理者が公益事業として実施しており、競争を許さない ため 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第6条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
12	中部電力(株)	電気料	総務部会計課用度係長 前島耕志 浜松市東区半田山一丁 目20番1号	平成17年1月1日	176,814,645	随意契約	長期継続契約による。 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第6条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
	エルゼビア・ビー・ ブイサイエンス・ア ンド・テクノロジー	電子ジャーナルサイエ ンスダイレクトの利用一 式	学務部学術情報課企画 係 高塚安恵 浜松市東区半田山一丁 目20番1号	平成18年3月31日	20,001,829	随意契約	契約は、エルゼビア・ビー・ブイサイエンス・アンド・テクノロジー東京支社が行っており他 に競争を許さない。 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第6条5号適用	その他	随意契約によらざるを得ないもの	17	
1	(株)東芝静岡支店	浜松医科大学常用発電機 設備点検業務(14,000・ 16,000時間運転点検) 浜松医科大学構内	総務部施設課企画係長 戸田政孝 浜松市東区半田山一丁 目20番1号	平成18年11月20日	12,075,000	随意契約	設置業者以外の者に保守業務を行わせることが困難であるため。 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第6条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
	株式会社紀伊国屋書 店 神奈川静岡営業 本部	外国雑誌 151点	学務部学術情報課企画 係 高塚安恵 浜松市東区半田山一丁 目20番1号	平成19年1月4日	17,325,892	随意契約	外国雑誌の契約単位が暦年であり、来年度の購読を必要とする雑誌予約を前年10月頃予約契約 しなければ安定した供給が保障されない商習慣となっており、画一的な入札をすることが困難 であるため。 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第6条5号適用	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	単価契約 40,910円
	丸善株式会社 名古屋 支店	外国雑誌 31点	学務部学術情報課企画 係 高塚安恵 浜松市東区半田山一丁 目20番1号	平成19年1月4日	5,820,037	随意契約	同上 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第6条5号適用	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	単価契約 24,595円
1	(株)ダイフクDT S事業部中部支社	浜松医科大学附属病院小 型輸送設備保守点検 浜 松医科大学構内	総務部施設課企画係長 戸田政孝 浜松市東区半田山一丁 目20番1号	平成19年2月22日	10,710,000	随意契約	製造会社のサービス部門が直接保守点検等を実施しており、メンテナンス技術・知識の点で独 自の技術を有しており設置業者以外のもに保守業務を行わせることが困難であるため。 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第6条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：浜松医科大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由（具体的かつ詳細に記載）	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	東芝エレベータ (株) 静岡支店	浜松医科大学附属病院等 昇降機設備保守点検 浜 松医科大学構内	総務部施設課企画係長 戸田政孝 浜松市東区半田山一丁 目20番1号	平成19年3月13日	14,589,750	随意契約	製造会社が直接保守点検等を実施しており、メンテナンス技術・知識の点で独自の技術を有して おり設備業者以外のものに保守業務を行わせることが困難であるため。 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第6条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
1	日本オーテス・エレ ベータ(株) 静岡支 店	浜松医科大学昇降機設備 保守点検 浜松医科大学 構内	総務部施設課企画係長 戸田政孝 浜松市東区半田山一丁 目20番1号	平成19年3月15日	9,935,100	随意契約	製造会社が直接保守点検等を実施しており、メンテナンス技術・知識の点で独自の技術を有して おり設備業者以外のものに保守業務を行わせることが困難であるため。 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第6条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
1	(株)山武ビルシ ステムカンパニー名古 屋支店	浜松医科大学空気調和自 動制御機器等保守点検 浜松医科大学構内	総務部施設課企画係長 戸田政孝 浜松市東区半田山一丁 目20番1号	平成19年3月16日	15,802,500	随意契約	製造会社のサービス部門が直接保守点検等を実施しており、メンテナンス技術・知識の点で独 自の技術を有しており設備業者以外のものに保守業務を行わせることが 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第6条第5号	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
12	中部ガス(株)	ガス料	総務部会計課用度係長 前島耕志 浜松市東区半田山一丁 目20番1号	平成19年1月1日	126,971,247	随意契約	長期継続契約による。 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第6条第5号	見直の余地あり	競争入札に移行（準備期間を経た後、平成20年度以降）		
1	飛鳥建設(株)	浜松医科大学1棟4 ^号 一 ^号 他7 ^号 対策工事(その2) 浜松医科大学構内	総務部施設課企画係長 大野富昭 浜松市東区半田山一丁 目20番1号	平成18年5月10日	28,350,000	随意契約	現に履行中の契約に直接関連する工事を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利 であるため。 国立大学法人施設整備費補助金に係る指名競争及び随意契約について第2条第2項イ	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
1	アルファ科学(株)	分子イメージングシステム	総務部会計課用度係長 前島耕志 浜松市東区半田山一丁 目20番1号	平成18年7月7日	19,950,000	随意契約	当該物品は、本学既存の質量分析装置（米國アプライドバイオシステムズ社製）の付属品であり、 アルファ科学(株)が買下唯一の代理店となっているため。 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第6条第5号	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
1	浜松ホトニクス(株)	ナノズマスライドスキャン システム	総務部会計課用度係長 前島耕志 浜松市東区半田山一丁 目20番1号	平成18年9月4日	17,997,000	随意契約	直接販売により競争を許さないため 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第6条第2号	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
1	(株)一隆	浜松医科大学基幹・環境整 備(空調とりこわし等)工 事 浜松医科大学構内	総務部施設課企画係長 戸田政孝 浜松市東区半田山一丁 目20番1号	平成18年10月6日	59,640,000	随意契約	再度入札をしても落札者がなかったため。 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第9条第1項	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
1	(株)テクノ菱和	浜松医科大学基幹・環境整 備(機械設備)工事 浜松 医科大学構内	総務部施設課企画係長 戸田政孝 浜松市東区半田山一丁 目20番1号	平成18年10月10日	162,750,000	随意契約	再度入札をしても落札者がなかったため。 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第9条第1項	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
1	富田電気工事(株)	浜松医科大学基礎臨床研 究棟電力量計測/AT4取設 工事 浜松医科大学構内	総務部施設課企画係長 戸田政孝 浜松市東区半田山一丁 目20番1号	平成18年12月7日	29,400,000	随意契約	再度入札をしても落札者がなかったため。 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第9条第1項	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
1	(株)久米設計	浜松医科大学医学部附属 病院病棟設計業務	総務部施設課企画係長 大野富昭 浜松市東区半田山一丁 目20番1号	平成18年6月8日	106,995,000	企画競争 ・公募	設計者選定のためにはプロポーザル方式で行うことが定められているため。 国立大学法人浜松医科大学施設等設計業務プロポーザル実施基準第3条	その他	20年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
1	中央青山監査法人	監査契約	総務部会計課用度係長 前島耕志 浜松市東区半田山一丁 目20番1号	平成18年7月3日	6,800,000	企画競争 ・公募	国立大学法人法35条において準用する独立行政法人通則法第40条により、文部科学大臣が選任 することとされているため。会計監査人の候補者を企画競争・公募により選定した。 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第6条第5号	その他	引き続き企画競争・公募を実施		

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：浜松医科大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	株式会社アカデミー	国立大学法人浜松医科大学 内保育所「医大保育所き らり」の運営	総務部会計課用度係長 前島耕志 浜松市東区半田山一丁 目20番1号	平成19年3月30日	32,721,213	企画競争 ・公募	保育の質が高く、保育所運営のノウハウを熟知しているもっとも優れた業者を企画競争・公募 により選定した。 国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第6条第5号	その他	引き続き企画競争・公募を実施		
合計					1,199,888,883						

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)以外の者(その他の公益法人、民間法人等)との契約を記載する。
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。
電気、ガス、水道、電話通信業務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)
複数年契約のリース契約、コピー機の保守業務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難い場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。
なお、平成18年度に不発・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない) 随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型見下表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」